

# 広陵町自治基本条例の見直しに係る答申書(案)

## 広陵町自治基本条例推進会議

(令和8年2月)

# 目次

はじめに .....	2
検証方法について .....	2
検証結果	
(1) 条例の改正を要する箇所	
■ 第10条(個人情報保護) .....	3
(2) 逐条解説書の追加・変更を要する箇所	
■ 全般として .....	4
■ 第1 自治基本条例とは .....	5
■ 第2 広陵町自治基本条例の逐条解説 .....	11
今後の取組について .....	29
令和7年度 広陵町自治基本条例推進会議開催状況 .....	30
広陵町自治基本条例推進会議 委員名簿 .....	31

## はじめに

広陵町自治基本条例は、まちづくりの主体である町民、町議会、行政が連携して、まちづくりを担い進めていく際の基本ルールとして、令和3年6月に制定され、本町の基本規範として位置付けられました。

このことから、一定期間経過後も広陵町にふさわしい内容かどうか、また常に時代や社会情勢の変化に沿っているかどうか検証し、形骸化を防止するため、自治基本条例第39条において、条例施行後5年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じることとしています。

令和7年度は、条例を制定して4年が経過し5年目となることから、条例の適切な運用や社会情勢の変化等に適合しているか、法令等の改正に対応しているかなど、広陵町自治基本条例推進会議で見直し検討を重ね検証を行いました。

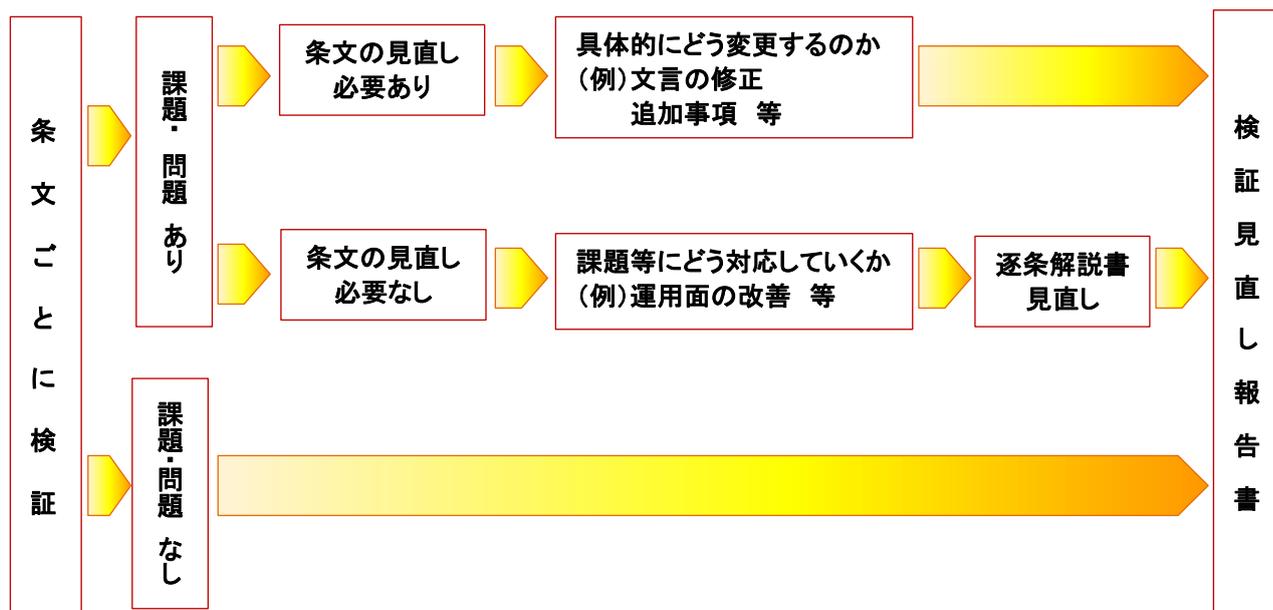
また、広陵町自治基本条例逐条解説書については、「わかりやすく周知するためには」ということも含めて検討を重ね、改訂案を作成しました。

この報告書が、条例の基本理念・基本原則の実現に向けた町政運営の一助となり、広陵町における自治の推進に役立てられることを期待します。

## 検証方法について

条例の検証については、自治基本条例が社会情勢や法令等に合致しているか、また広陵町にふさわしいものであるかの視点に立ち、各条文における制度、施策等の取組状況等を踏まえ、課題・問題点等について幅広い視点から検証を行いました。

### 【検証のイメージ】



## 検証結果

見直し検討の結果、現行の自治基本条例は、まちづくりの基本ルールとして適切に表現されているものの、一部の条文については、法の改正に伴って本町の他の条例整備がなされたものがあることから、用語の整理が必要であるとの結論に至りました。

また、広陵町自治基本条例逐条解説書についても、法改正や条例の趣旨をよりわかりやすくするため、イラストや図での表記や関連する計画やハンドブックのQRコードを載せることで事例などがわかるように見直しを行いました。

### (1) 条例の改正を要する箇所

#### ■第10条（個人情報保護）

《改正前》

町は、町民の権利利益を守るため、**別に条例**で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の取扱いについては、**前項の条例の規定を適切に解釈及び運用**するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。

3 略



《改正後》

町は、町民の権利利益を守るため、**法令等**で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の取扱いについては、**法令等を遵守**するとともに、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な情報を関係者間で共有するよう努めなければならない。

3 略

#### 【変更理由】

個人情報保護においては、従前の法律から「個人情報の保護に関する法律」に統合する整備がなされたことを受け、本町においても、個人情報に係る例規整備が行われたところ。

これらの改正を受け、本条例における個人情報保護に係る規定においても、用語の整理を行い、関連法令との整合を図るため、所用の改正を行うもの。

## (2) 逐条解説書の追加・変更を要する箇所

### ■全般として

解説書は、条文の趣旨や解釈等をよりわかりやすく理解、周知できるよう見直し。

全般として、まちづくりに関連する『広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針）』、『～新しい地域コミュニティ～まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック（区・自治会にも活用できます）』、『～町民との参画と協働～条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック』のQRコードを必要な条文の【参照】として追記。

《改正前》

※まちづくりの関連計画等のQRコードの記載なし



《改正後》

まちづくりの関連計画等のQRコードが必要な条文の解説の末尾に、下記の【参照】としてそれぞれQRコードを追記。

### 【参照】（※QRコードを記載する条文）

（町民の役割と責務）	第6条	●広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針）	
（情報の公開と共有）	第9条	●広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針） ●～町民との参画と協働～ 条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック	
（参加、参画と協働のまちづくり）	第11条		
（参加、参画と協働の制度）	第12条		
（住民自治）	第13条	●広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針）	
（住民自治の原則）	第14条		
（基礎的コミュニティ）	第15条	●～新しい地域コミュニティ～ まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック（区・自治会にも活用できます）	
（まちづくり協議会）	第16条 第17条		
（まちづくり活動への支援・町民公益活動）	第18条	●～町民との参画と協働～ 条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック	
（文化のまちづくり）	第19条	●広陵町まちづくり推進計画（参画と協働のための基本指針）	
（生涯学習のまちづくり）	第20条		

### 【変更理由】

条文の趣旨や解釈等をよりわかりやすく理解、周知できるよう、条例制定後の取組として作成した計画や各種ハンドブックを紐付けるもの。

## ■第1 自治基本条例とは

### はじめに

《改正前》

「広陵町自治基本条例」は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政（※1）が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、**住民自治**を基盤とした広陵町のまちづくりを進めていく際の基本ルールを定めるものです。

制定に当たっては、公募を含む16人の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会にて約2年にわたって議論を重ね、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえて取りまとめた条例案を、自治基本条例審議会から令和3年2月に町長に答申されました。こうした制定過程を通して、町民の思いを反映しています（詳細は、**6ページ**の4. 広陵町自治基本条例制定の経緯参照）。

(略)



《改正後》

「広陵町自治基本条例」は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政（※1）が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、**住民自治（※2）**を基盤とした**広陵町のまちづくりを進めていく際の基本ルール**を定めるものです。

制定に当たっては、公募を含む16人の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会にて約2年にわたって議論を重ね、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえて取りまとめた条例案を、自治基本条例審議会から令和3年2月に町長に答申されました。こうした制定過程を通して、町民の思いを反映しています（詳細は、**7ページ**の4. 広陵町自治基本条例制定の経緯参照）。

※1 行政…**14ページ**（第2条（2）で町長等と定義）以降の条文及び逐条解説では、

「町長等」と表現します。ただし、「一般用語としての「行政」」は、そのまま使用しています。

**※2 住民自治…住民が地域の政治・政策決定に参加すること**

**第2条に定義する「町民」を含む**

#### 【変更理由】

関連ページ番号を修正するもの。

※2住民自治についての注釈を追記するもの。

## I 自治基本条例とは

(1) 自治基本条例とは

《改正前》

※自治基本条例のイメージ図の記載なし



《改正後》

(略)



### 【変更理由】

自治基本条例のイメージ図を追記するもの。



## 2 自治基本条例制定の背景

### 《改正前》

地方分権によって、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これを受け、国からの「機関委任事務」(※3)が平成13年に廃止され、自治体の業務は「法定受託事務」(※4)と「自治事務」(※5)とに整理され、自治の可能性が広がりました。(略)

※3 機関委任事務…法令に基いて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。以前は、国の補助機関として事務を行っていたとされ、地方自治を阻害されるものとして廃止されました。

※4 法定受託事務…(略)

※5 自治事務…(略)

注：自治基本条例は、現在1,700あまりある市区町村のうち、約400団体で制定されています。

(令和2年4月現在：NPO法人公共政策研究所調べ)

奈良県内では、生駒市(平成22年)、大和郡山市(平成24年)、上牧町(平成26年)、吉野町(平成27年)で制定されています。



### 《改正後》

地方分権によって、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。これを受け、国からの「機関委任事務」(※4)が平成13年に廃止され、自治体の業務は「法定受託事務」(※5)と「自治事務」(※6)とに整理され、自治の可能性が広がりました。(略)

※4 機関委任事務…法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務のこと。以前は、国の補助機関として事務を行っていたとされ、地方自治を阻害されるものとして廃止されました。

※5 法定受託事務…(略)

※6 自治事務…(略)

注：自治基本条例は、現在1,700あまりある市区町村のうち、約410団体で制定されています。

(令和7年4月現在：NPO法人公共政策研究所調べ)

奈良県内では、**奈良市(平成21年)**、生駒市(平成22年)、大和郡山市(平成24年)、上牧町(平成26年)、吉野町(平成27年)、**王寺町(令和3年)**、**河合町(令和5年)**で制定されています。

#### 【変更理由】

注釈番号のずれを修正するもの。

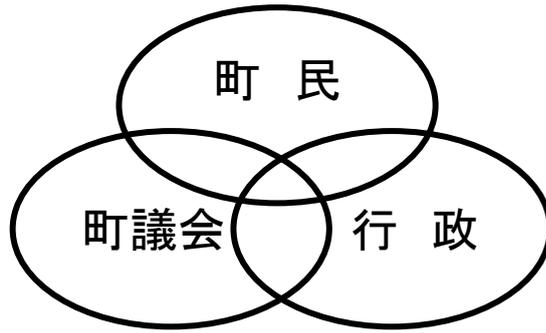
他市区町村の自治基本条例制定状況を令和7年4月現在に更新するもの。

### 3 広陵町自治基本条例の考え方、特徴

#### (4) まちづくり主体の関係

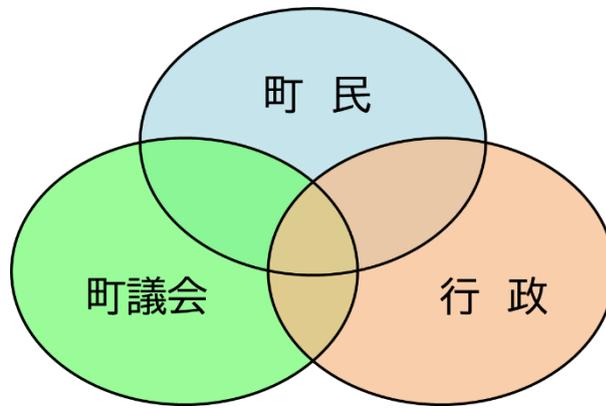
《改正前》

(略)



《改正後》

(略)



#### 【変更理由】

既出の図と、「町民・町議会・行政」の各色調を合わせるもの。

### 4 広陵町自治基本条例の経緯

《改正前》

(略)

そして、令和3年2月18日に条例案と逐条解説書案を審議会から町長に答申しました。



《改正後》

(略)

そして、令和3年2月18日に条例案と逐条解説書案を審議会から町長に答申がありました。

その後、議会の承認を得て、令和3年6月1日に広陵町自治基本条例が制定されました。

#### 【変更理由】

表記を整理し、条例制定の経緯として、令和3年6月1日の条例制定を追記するもの。

## 5 広陵町自治基本条例制定後の取組

《改正前》

※制定後の取組経緯記載なし

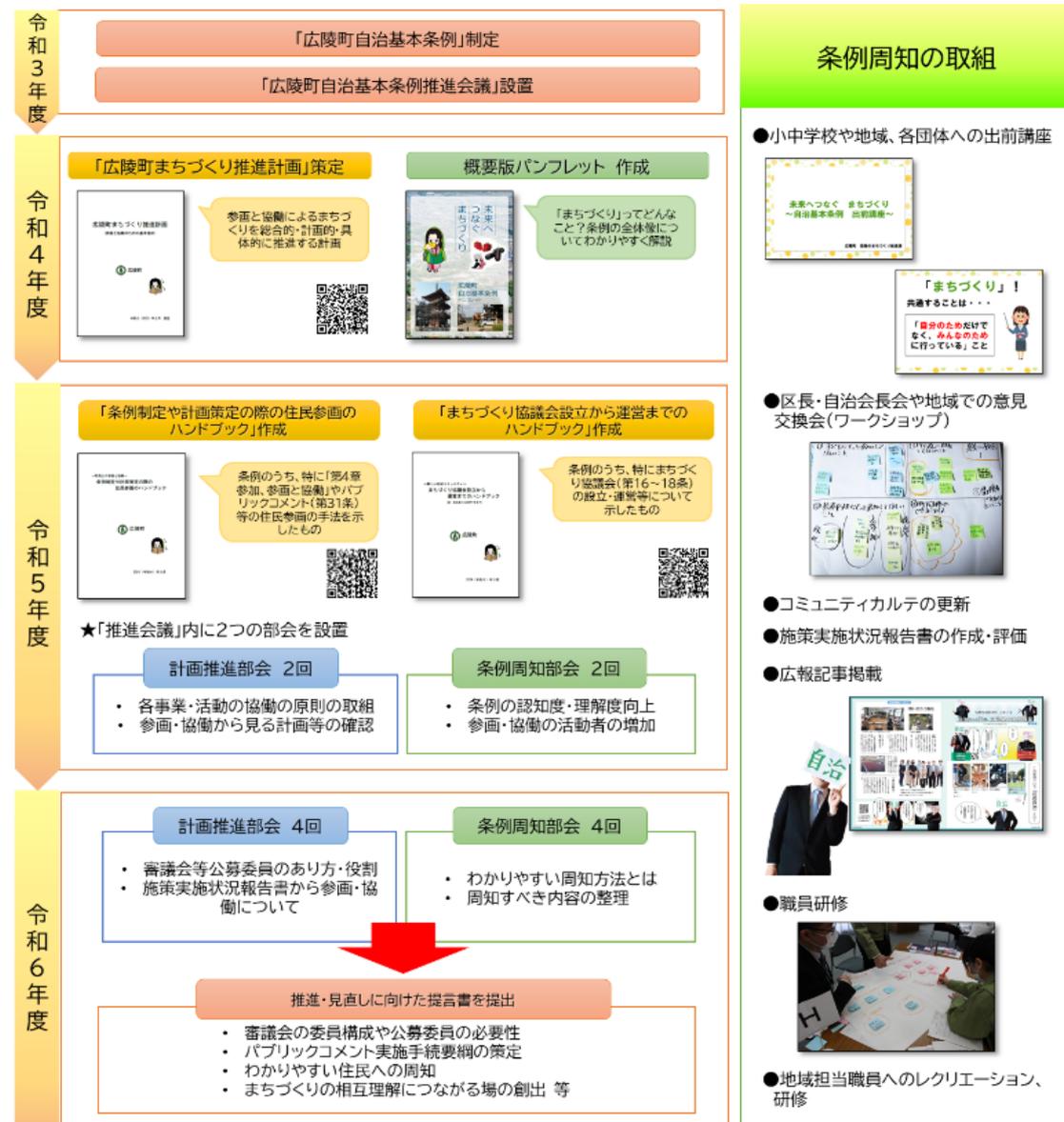
### 5 条文の見方(略)



《改正後》

## 5 広陵町自治基本条例制定後の取組

令和3年6月に広陵町自治基本条例が制定された後、同年11月にはその理念や規定がまちづくり等に活用されているか、適正に運用されているか等を検証及び評価を行い、まちづくりを推進することを目的として広陵町自治基本条例推進会議を設置しました。



## 6 条文の見方(略)

### 【変更理由】

条例制定後の取組を、時系列に表にまとめて追記したもの。

条例周知の取組として、小中学校への出前講座や、区長自治会長会での意見交換、広報や職員研修などを右側に追記したもの。

## ■第2 広陵町自治基本条例の逐条解説

前文

【解釈】

《改正前》

(略)

『少子高齢化やIT化など、社会構造及び経済情勢の変化』…近年は、全国的に少子高齢化が進み、コミュニティの担い手が減少しています。広陵町でも2020(令和2)年現在、人口は減少していませんが高齢化が急速に進んでいます。また、IT化やSNSの普及により、すぐにさまざまな人とつながることができる一方で、人と人の絆が相対的に薄れてきました。そのため、これからは、人材を発掘・集約し、合理的かつ効率的に組織や事業を運営する必要があります。そのためには、参画と協働を基本にまちづくりを進めていく必要があります。

『住民自治及び団体自治の在り方』…憲法第92条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあり、この地方自治の本旨には、団体自治と住民自治(第1条【解釈】参照)が含まれていると解されます。

(略)



《改正後》

(略)

『社会構造及び経済情勢の変化により、住民自治及び団体自治の在り方が問われています』…近年は、全国的に人口減少と少子高齢化、働き方の変化・コミュニティの担い手の減少、IT化の普及などによって、地域課題やニーズも多様化しており、人とのつながりが希薄になっています。広陵町でも、2025(令和7)年現在、人口は緩やかな減少傾向にあり、また高齢化も進んでいます。

そのために、行政における団体自治だけで対応することは難しくなっています。基礎的コミュニティ(区・自治会)をはじめとする住民自治の重要性を再認識し、参画と協働を基本に、行政と住民の両輪でまちづくりを進める必要があります。

(略)

・SDGs 17のゴール(目標)図 拡大

【変更理由】

『少子高齢化やIT化など、社会構造及び経済情勢の変化』と『住民自治及び団体自治の在り方』についての説明を合わせて簡潔にしたもの。

第2条(定義)

【趣旨】(第5号)

《改正前》

(略)

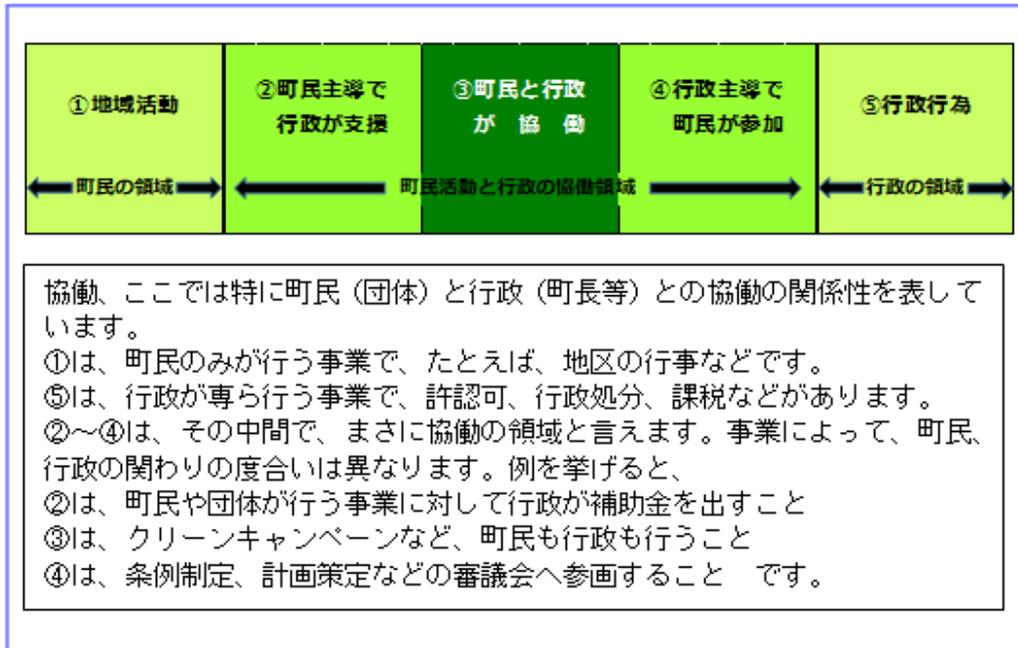


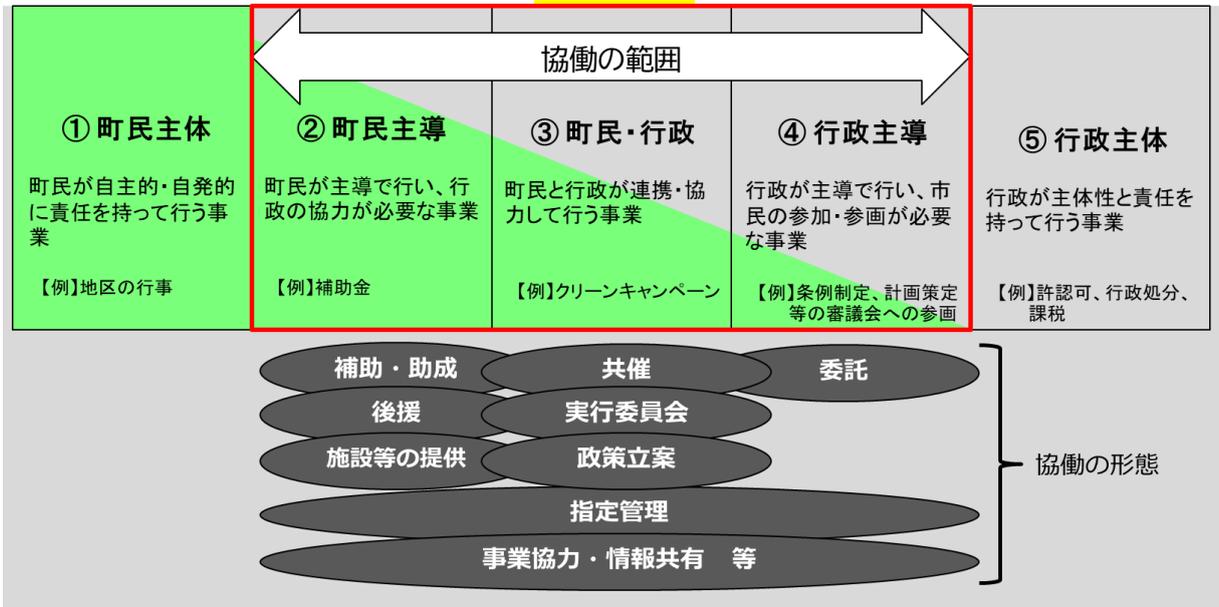
図3 協働:町民と行政の関係性



《改正後》

(略)

協働の領域



【変更理由】

町民と行政の関係性を説明する図について、広陵町協働のまちづくり推進計画のP.8に記載された『協働の領域』の図がより相応しいため修正し、①～⑤の領域それぞれに例を追記するもの。

#### 第4条(基本原則)

##### 【趣旨】

##### 《改正前》

(略)

第4号は、健全な行政経営の原則です。これには「団体自治の適正化」と「住民自治の尊重」という2つの側面があります。団体自治の適正化とは、町政にPDCAサイクル(※6)を徹底させ、事業のスクラップアンドビルド(※7)を常に意識すること、また、その経過や情報は公表することとし、町民に寄り添った行政経営である必要があります。一方、住民自治の尊重とは、町が地域政策を講じるに当たっては、人口構成や地域特性や住民の自主性を尊重し、全町一律の「型」を強制するようなことはしない、ということです。(第14条および第8章参照)

(略)

※6 PDCAサイクル…(略)

※7 スクラップアンドビルド…(略)



##### 《改正後》

(略)

第4号は、健全な行政経営の原則です。これには「団体自治の適正化」と「住民自治の尊重」という2つの側面があります。団体自治の適正化とは、町政にPDCAサイクル(※7)を徹底させ、事業のスクラップアンドビルド(※8)を常に意識すること、また、その経過や情報は公表することとし、町民に寄り添った行政経営である必要があります。一方、住民自治の尊重とは、町が地域政策を講じるに当たっては、人口構成や地域特性や住民の自主性を尊重し、全町一律の「型」を強制するようなことはしない、ということです。(第14条および第8章参照)

(略)

※7 PDCAサイクル…(略)

※8 スクラップアンドビルド…(略)

##### 【変更理由】

注釈番号のずれを修正するもの。

## 第7条(子どもの権利)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

ここでは、子どもの権利について定めています。

第1項では、子どもは将来のまちの担い手であることから、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を持っており、さらに年齢に応じてまちづくりに参加する権利があることを定めています。

(略)



#### 《改正後》

ここでは、子どもの権利について定めています。

第1項では、子どもは将来のまちの担い手であることから、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を持っており、さらに年齢に応じてまちづくりに参加する権利があることを定めています。

また、こども家庭庁で取り組まれている「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、広陵町・広陵町教育委員会・広陵町議会・広陵町若者議会の4者共同による「こどもまんなか応援サポーター宣言」により、子ども若者の意見を尊重し、すべての子どもたちが未来に夢や希望を持って、健やかで幸せに成長できる社会の実現に取り組みます。

(略)

### 【変更理由】

子どもの権利についてや、子どもを尊重している取組をよりわかりやすく説明する事例として、「こどもまんなか応援サポーター宣言」について追記するもの。

なお、本条例では子のみ漢字の「子ども」と表記しているが、「こどもまんなか宣言」「こどもまんなか応援サポーター宣言」はひらがなの名称とするもの。

## 第9条(情報の公開と共有)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

(略)

ただ、情報は、受け手が関心を持たなければ届きませんので、町民も常に町政情報に関心を持つことが大切です。そのため、第4項では、町民と町、町民同士がお互いの活動(ボランティア活動、地域自治活動など)について情報を発信し、共有するよう努めることを定めています。



#### 《改正後》

(略)

ただ、情報は、受け手が関心を持たなければ届きませんので、町民も常に町政情報に関心を持つことが大切です。そのため、第4項では、町民と町、町民同士がお互いの活動(ボランティア活動、地域自治活動など)について情報を発信し、共有するよう努めることを定めています。

これまで条例制定や計画策定に際して、住民参画の手法については、各部署の慣習等により実施されていましたが、自治基本条例施行に伴い、条例に基づいた決まりを整備すべきことから、令和6年3月に「～町民との参画と協働～条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック」を策定しました。

### 【変更理由】

広陵町自治基本条例制定後の取組として策定した「～町民との参画と協働～条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック」について追記するもの。

## 第10条(個人情報保護)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

(略)

第2項は、自治体で保有している個人情報の取扱いについて、いわゆる「過剰反応」が一部でみられることを踏まえ、広陵町個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用することが求められています。

(略)



#### 《改正後》

(略)

第2項は、自治体で保有している個人情報の取扱いについて、いわゆる「過剰反応」が一部でみられることを踏まえ、法令等の規定を適切に解釈・運用することが求められています。

(略)

### 【変更理由】

条例本文の改正に伴い、解説においても所用の用語の整理を行うもの。

## 【運用】

### 《改正前》

- (第1項) 本条例では個人情報保護の基本的な事項を定めていますが、具体的には広陵町個人情報保護条例(平成17年3月広陵町条例第5号)による手続きが適用されます。
- (第2項) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)においても「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」は、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されておらず、また、広陵町個人情報保護条例第8条においても同様の規定により特定個人情報以外の個人情報の収集が可能となっています。
- (第3項) これらによって提供された個人情報の取扱いには、運用するに当たって一層の注意が必要です。



### 《改正後》

令和4年4月に、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」の3本の法律が「個人情報の保護に関する法律」に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されました。

本町においても、広陵町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月広陵町条例第18号)を制定し、個人の権利利益の保護に向けて、町が取り扱う個人情報の保護に努めています。

### 【変更理由】

個人情報保護において、従前の法律から「個人情報の保護に関する法律」に統合する整備がなされたことを受け、本町においても、個人情報に係る例規整備が行われたところ。本町における個人情報に係る例規整備について加筆訂正をするもの。

## 第11条(参加、参画と協働のまちづくり)

### 【解釈】

#### 《改正前》

参画と協働は、広陵町をはじめ多くの自治体運営の根幹となっており、多くの施策の実施に当たって取り入れられています。しかし、町民及び町全体に浸透していこうという決意を示すため、このような基本的なルールを本条に明示しています。



#### 《改正後》

参画と協働は、広陵町をはじめ多くの自治体運営の根幹となっており、多くの施策の実施に当たって取り入れられています。しかし、町民及び町全体に浸透していこうという決意を示すため、このような基本的なルールを本条に明示しています。

令和5年3月には、参画と協働のための基本指針として、広陵町まちづくり推進計画を策定しました。令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間と定め、参加・参画や協働に関する施策を総合的に推進しています。

### 【変更理由】

令和5年3月の広陵町まちづくり推進計画の策定について追記するもの。

## 第12条(参加、参画と協働の制度)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

(略)

第3項では、高齢者や障がいのある人等、情報に触れる機会が少なく、参加しづらいと考えられる人にも配慮することを求めています。

(略)



#### 《改正後》

(略)

第3項では、高齢者や障がいのある人等、情報に触れる機会が少なく、参加しづらいと考えられる人にも、それぞれの状況に応じた合理的配慮をすることを求めています。

(略)

### 【変更理由】

配慮について、よりわかりやすく抽象的な表現へ修正するもの。

### 第13条(住民自治)

#### 【趣旨】

《改正前》

(略)

住民自治の活動主体には、区や自治会などの基礎的コミュニティ(第15条関係)をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体(第18条関係)、事業者(第8条関係)、さらに積極的にまちづくりに関わろうとする個人も含まれるとしています。これら多様な主体が集まって結成されるのが地域自治団体(まちづくり協議会:次ページ図及び第16条・第17条参照)です。



《改正後》

(略)

住民自治の活動主体には、区や自治会などの基礎的コミュニティ(第15条関係)をはじめ、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体(第18条関係)、事業者(第8条関係)、さらに積極的にまちづくりに関わろうとする個人も含まれるとしています。これら多様な主体が集まって結成されるのが地域自治団体(まちづくり協議会:次ページ図及び第16条・第17条参照)です。

令和6年3月に、まちづくり協議会を設立するため、そして設立後の進め方についてまとめた「～新しい地域コミュニティ～まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック(区・自治会にも活用できます)」を策定しました。

#### 【変更理由】

令和6年3月の「～新しい地域コミュニティ～まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック(区・自治会にも活用できます)」策定について追記するもの。

### 第14条(住民自治の原則)

#### 【趣旨】

《改正前》

(略)

第1項では、住民自治の重要性を認識し、自ら参加するよう求めています。

(略)



《改正後》

(略)

第1項では、**町民が**住民自治の重要性を認識し、自ら参加するよう求めています。

(略)

#### 【変更理由】

第1項において、主語を明確化するもの。

## 第15条(基礎的コミュニティ)

### 【運用】

《改正前》

(第3項)

町職員が各基礎的コミュニティと町のパイプ役になっている地域担当職員制度については、現在の取り組みを踏まえ、さらなる活動の向上について検討していく必要があります。



《改正後》

(第3項)

本町では、対話と協働のまちづくりの取組の一つとして、「地域担当職員制度」を導入しています。本制度は、町職員からなる「地域担当職員」を各基礎的コミュニティに配置し、地域と町とのパイプ役として地域のまちづくりに参画するよう推進しています。これにより、基礎的コミュニティの活性化を支援しています。

### 【変更理由】

地域担当職員制度についての説明を追記するもの。

## 第16条(まちづくり協議会)

### 【解釈】

《改正前》

まちづくり協議会は、地域における総合的かつ公共的な団体で、地域が目指す将来像を描き、その実現に主体的に取り組むことが期待されています。

まちづくり協議会に関する内容については、地域により特性や課題が異なることから第5項に規定しているとおり、本条例には定めず、改めて規則や要綱などで定めることとしています。条例制定時点では、町内にまちづくり協議会が設置されていないため、改めて結成を予定している地域を中心に町全体で議論を深めていく必要があります。



《改正後》

まちづくり協議会は、地域における総合的かつ公共的な団体で、地域が目指す将来像を描き、その実現に主体的に取り組むことが期待されています。

まちづくり協議会に関する内容については、地域により特性や課題が異なることから第5項に規定しているとおり、本条例には定めず、改めて規則や要綱などで定めることとしています。~~条例制定時点では、町内にまちづくり協議会が設置されていないため、改めて結成を予定している地域を中心に町全体で議論を深めていく必要があります。~~

### 【変更理由】

令和4年4月、真美一まちづくり協議会が設立され、現在も引き続き活動が継続されているので、当該箇所を削除し時点更新するもの。

## 第17条

### 【解釈】

#### 《改正前》

「透明」とは、会計や意思決定の過程が公開され、構成員の誰もが知ることができるようになっているということです。「民主的」とは、組織運営や活動に対して、構成員の誰もが意見を表明でき、重要な意思決定には参加できるということです。この原則を担保する規約をつくり、民主的な組織運営ができるようになれば、若者や女性、新しく地域に移り住んだ人たちも積極的に参加してくれることが期待できます。

前条同様、条例制定時点では、まちづくり協議会が設置されていないため、改めて結成を予定している地域で議論を深めていく必要があります。



#### 《改正後》

「透明」とは、会計や意思決定の過程が公開され、構成員の誰もが知ることができるようになっているということです。「民主的」とは、組織運営や活動に対して、構成員の誰もが意見を表明でき、重要な意思決定には参加できるということです。この原則を担保する規約をつくり、民主的な組織運営ができるようになれば、若者や女性、新しく地域に移り住んだ人たちも積極的に参加してくれることが期待できます。

~~前条同様、条例制定時点では、まちづくり協議会が設置されていないため、改めて結成を予定している地域で議論を深めていく必要があります。~~

### 【変更理由】

前条同様、令和4年4月、真美一まちづくり協議会が設立され、現在も引き続き活動が継続されているので、当該箇所を削除し時点更新するもの。

## 第18条(まちづくり活動への支援・町民公益活動)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

ここでは、特定の地域にとらわれず広く広陵町全域のまちづくり、あるいは特定の社会的課題の解決のために、非営利で活動する「町民公益活動」について定義しています。ボランティア団体やNPO等の活動がこれに当たります。これらの活動は、特定の課題を対象としていることが多いため、あまり知られることがないかもしれません。しかし、今後はますます町民公益活動がまちづくりに必要不可欠となってきます。そのため、町民には、日頃から関心を持ち、その役割を理解することが求められています。

(略)



#### 《改正後》

ここでは、特定の地域にとらわれず広く広陵町全域のまちづくり、あるいは特定の社会的課題の解決のために、非営利で活動する「町民公益活動」について定義しています。ボランティア団体やNPO等の活動がこれに当たります。これらの活動は、特定の課題を対象としていることが多いため、あまり知られることがないかもしれません。しかし、今後は**社会ニーズの多様化、子育て支援、介護や障がいといった福祉をはじめとする専門的観点から前述の団体の町民公益活動がますます**必要不可欠となってきます。そのため、町民には、日頃から関心を持ち、その役割を理解することが求められています。

(略)

### 【変更理由】

町民公益活動がまちづくりに必要不可欠となるのはなぜかを追記するもの。

### 【解釈】

#### 《改正前》

##### (第4項)

「町民公益活動」について、宗教活動や政治上の主義を推進する活動、特定の公職の支持を目的とする活動、公益を害するおそれのある活動等は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)を準用して除外しています(宗教活動、政治活動は、「町民公益活動」としてでなければ自由に行う事ができます。)

(略)



#### 《改正後》

##### (第4項)

「町民公益活動」について、宗教活動や政治上の主義を推進する活動、特定の公職の支持を目的とする活動、公益を害するおそれのある活動等は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)**になら**い除外しています(宗教活動、政治活動は、「町民公益活動」としてでなければ自由に行う事ができます。)

(略)

### 【変更理由】

法律の準用ではないので修正するもの。

第19条(文化のまちづくり)

【趣旨】

《改正前》

(略)

第3項では、前述のとおり、文化芸術、スポーツ等を守り、育てていく必要があります。そのため  
の指針として、文化基本条例、文化振興計画やスポーツ振興計画などを制定・策定する予  
定です。



《改正後》

(略)

第3項では、前述のとおり、文化芸術、スポーツ等を守り、育てていく必要があります。そのため  
の指針として、文化芸術推進基本計画など必要な計画を策定します。

【変更理由】

各種計画について、一部策定されているため、修正するもの。

第23条(町長の役割と責務)

【趣旨】

《改正前》

(略)

第3項では、施策の執行に関して町民及び町議会への説明責任を果たすこと、本条例の主  
旨(基本理念や基本原則など)に基づき町政運営を行うことを定めています。一つひとつの施  
策を実行するには、EBPM(※8)が必要で、これを説明する責任が伴います。広陵町のまちづ  
くりを推進するためにも、EBPMを実行する必要があります。

(略)

※8 EBPM…Evidence Based Policy Making、根拠に基づく政策立案のことで、限られた  
資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すための取組



《改正後》

(略)

第3項では、施策の執行に関して町民及び町議会への説明責任を果たすこと、本条例の主  
旨(基本理念や基本原則など)に基づき町政運営を行うことを定めています。一つひとつの施  
策を実行するには、EBPM(※9)が必要で、これを説明する責任が伴います。広陵町のまちづ  
くりを推進するためにも、EBPMを実行する必要があります。

(略)

※9 EBPM…Evidence Based Policy Making、根拠に基づく政策立案のことで、限られた  
資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開することを目指すための取組

【変更理由】

注釈番号のずれを修正するもの。

## 第25条（総合計画）

### 【趣旨】

#### 《改正前》

総合計画のうち基本構想部分は、従来は地方自治法により策定が必須とされ、加えて議会の議決が必要でしたが、平成23年5月の法改正により策定の義務付け（議会の議決も）は廃止されました。

しかし、広陵町議会基本条例第10条に、議決事項として「総合計画の基本構想及び基本計画」と位置付けられているため、広陵町では、議決を経て総合計画を運用することとしています。

なお、広陵町では、令和2年度から2年間かけて総合計画の見直しを行い、令和4年度から第5次広陵町総合計画として、運用することとしています。



#### 《改正後》

総合計画のうち基本構想部分は、従来は地方自治法により策定が必須とされ、加えて議会の議決が必要でしたが、平成23年5月の法改正により策定の義務付け（議会の議決も）は廃止されました。

しかし、広陵町議会基本条例第10条に、議決事項として「総合計画の基本構想及び基本計画」と位置付けられているため、広陵町では、議決を経て総合計画を運用することとしています。

なお、広陵町では、令和2年度から2年間かけて総合計画の見直しを行い、令和4年度から第5次広陵町総合計画として、運用**しています**。

### 【変更理由】

表記を整理するもの。

第27条(財政運営)

《改正前》

(略)

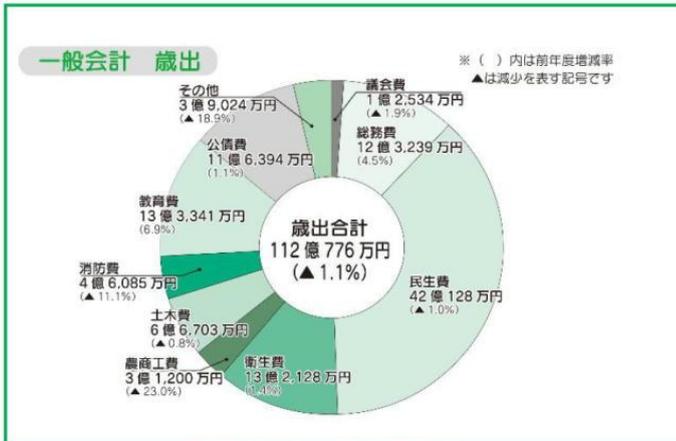
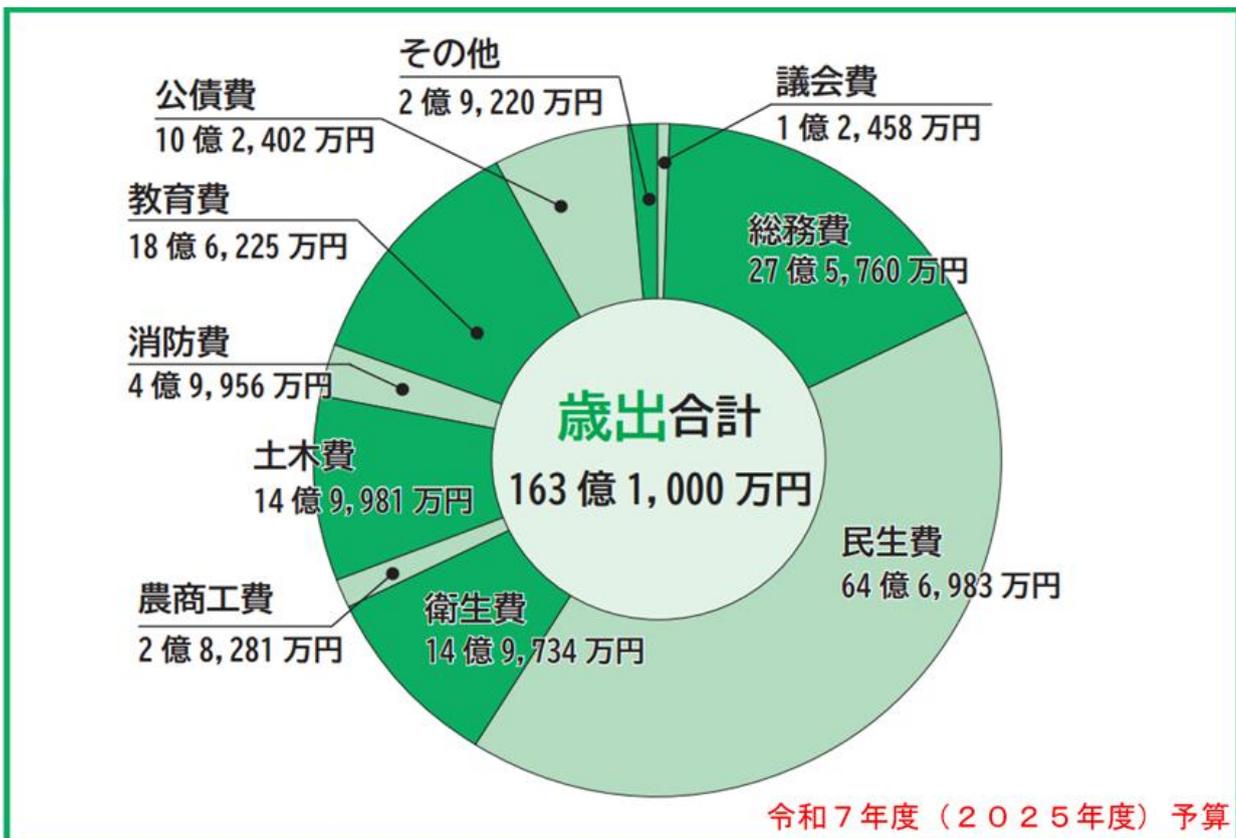


図5 町予算一般会計(歳出)の例



《改正後》

(略)



町予算(一般会計)の例

【変更理由】

図を大きく見やすくし、令和7年度予算へ時点更新するもの。

## 第28条(政策法務)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

平成12年4月の地方分権一括法(※9)の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。

町長等が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。なお、憲法や法律に反することはできません。

※9 地方分権一括法…正式には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)といい、数百の地方分権に関する法律をまとめてこのようにいいます。



#### 《改正後》

平成12年4月の地方分権一括法(※10)の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。

町長等が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。なお、憲法や法律に反することはできません。

※10 地方分権一括法…正式には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)といい、数百の地方分権に関する法律をまとめてこのようにいいます。

### 【変更理由】

注釈番号のずれを修正するもの。

## 第29条(法令遵守及び公益通報)

### 【趣旨】

#### 《改正前》

町民に信頼される町政運営を行う上で不可欠となる法令遵守(コンプライアンス)義務を定めたものです。町長をはじめ、実務を行う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守して、倫理感や道德感を常に意識していくことが求められます。

また、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、町政運営上の法令違反行為等に関して行われる公益通報(※10)等について、町長等がとるべき措置を講じるよう努めなければならないことを定めています。

※10 公益通報…労働者が企業や行政による国民の安全を脅かす事案に対して、外部へ通報することを指します。公益通報者保護法は、その労働者が公益通報をした場合に、不当に解雇されるなど、不利益を被ることがないように保護するための法律です。



#### 《改正後》

町民に信頼される町政運営を行う上で不可欠となる法令遵守(コンプライアンス)義務を定めたものです。町長をはじめ、実務を行う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守して、倫理感や道德感を常に意識していくことが求められます。

また、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、町政運営上の法令違反行為等に関して行われる公益通報(※11)等について、町長等がとるべき措置を講じるよう努めなければならないことを定めています。

※11 公益通報…労働者が企業や行政による国民の安全を脅かす事案に対して、外部へ通報することを指します。公益通報者保護法は、その労働者が公益通報をした場合に、不当に解雇されるなど、不利益を被ることがないように保護するための法律です。

### 【変更理由】

注釈番号のずれを修正するもの。

## 第31条(広報・広聴、パブリックコメント)

### 【運用】

#### 《改正前》

パブリックコメントの実施方法については、**個別の条例や計画によって定めるものとします。**



#### 《改正後》

パブリックコメントの実施方法については、**パブリックコメント手続実施要綱(令和8年2月制定)で定め、住民の参画を推進しています。**

### 【変更理由】

パブリックコメント手続実施要綱の制定に伴い、修正するもの。

## 第36条（住民投票）

### 【解釈】（第3項）

#### 《改正前》

住民投票は公職選挙法に制約されませんので、ある程度自由に制度を作ることが可能です。必要な事項とは、例えば、投票資格者の名簿の作成、投票の実施、投票運動、投票の成立要件等です。

投票資格者も、事案により変わると考えられますので、それぞれの条例で定めることとなります（例えば、理念的なものであれば幅を拡げ、権利や義務に関するものであれば幅を制限するなど。）。

なお、住民投票の対象とする事案は何でもいいというわけではなく、住民投票にふさわしいものに限られます。例えば、愛知県高浜市の「住民投票条例（常設型条例）」では、次の事項は除いています。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項



#### 《改正後》

住民投票は公職選挙法に制約されませんので、ある程度自由に制度を作ることが可能です。必要な事項とは、例えば、投票資格者の名簿の作成、投票の実施、投票運動、投票の成立要件等です。

投票資格者も、事案により変わると考えられますので、それぞれの条例で定めることとなります（例えば、理念的なものであれば幅を拡げ、権利や義務に関するものであれば幅を制限するなど。）。

なお、住民投票の対象とする事案は何でもいいというわけではなく、住民投票にふさわしいものに限られます。例えば、愛知県高浜市の「住民投票条例（常設型条例）」では、~~次~~の事項は除かれます。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、~~住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項~~

#### 【変更理由】

住民投票の除外事項として愛知県高浜市の条項から例示していたが、これらは通例上、想定される事項であるので、広陵町として適切な表記に修正するもの。

### 第37条(広域連携)

#### 【運用】

##### 《改正前》

広陵町では県内の近隣市町と一部事務組合(事務の一部等を広域的に共同処理するための組合)を設立しているほか、福井県美浜町と友好交流都市協定、愛媛県東温市と連携協力協定を締結しています。



##### 《改正後》

広陵町では県内の近隣市町と一部事務組合(事務の一部等を広域的に共同処理するための組合)を設立しているほか、福井県美浜町と友好交流都市協定、愛媛県東温市と相互連携協定、奈良県曽爾村と連携協力協定を締結しています。

#### 【変更理由】

東温市を相互連携協定に更新し、奈良県曽爾村と締結している連携協力協定を追記するもの。

### 第40条(運用)

#### 【趣旨】

##### 《改正前》

第3項では、自治基本条例推進会議を運営する上で必要な事項(委員構成等)については、規則や要綱などで定めることとしています。



##### 《改正後》

第3項では、**広陵町**自治基本条例推進会議を運営する上で必要な事項(委員構成等)については、規則や要綱などで定めることとしています。

#### 【変更理由】

表記を整理するもの。

## 今後の取組について

広陵町自治基本条例が令和3年6月に制定されてから5年目となる令和7年度に、初めての見直し検討を行いました。

検討の結果、一部の条文については、法の改正に伴って本町の関連条例が整備されことにより、用語の整理が必要であるとの結論に至りました。

また、本条例の趣旨を積極的に発信し、より一層の理解を促進していくためにも、条文の解説に手を加える必要があるとの認識に立ち、前文を含め、複数の条文において解説文の加筆修正を施しました。

地域を取り巻く社会環境が年々変化する中、「未来につなぐまちづくり」に向けては、本条例に基づくまちづくりが求められ、「参画と協働のまちづくり」は町民・議会・行政が一体となって進める必要があります。

今後の取組として、本条例の理解促進に向けたわかりやすい表現での情報発信・説明に十分努めること、また参画と協働をより一層促進していくために、行政はもとより、協働事業に参加する各主体それぞれが、協働の基本原則を理解し、ともに取り組む意識を向上させる必要があると考えます。

住民自治と団体自治をつなぐ「参画と協働」の推進に向け、町民や職員への本条例の基本理念の浸透、認知度の向上を図り、町民が主役のまちづくりの意識醸成に、引き続き力を入れていただくことを期待しています。

◆令和7年度 広陵町自治基本条例推進会議開催状況

回	日時	主な議題
第10回 推進会議	令和7年5月20日	・広陵町と各団体との参画と協働の実績について ・令和6年度広陵町まちづくり推進計画の進捗状況について ・自治基本条例の見直しについて
第11回 推進会議	令和7年7月14日	・令和6年度広陵町まちづくり推進計画の進捗状況について ・自治基本条例の見直しについて
第12回 推進会議	令和7年9月2日	・自治基本条例の見直しについて
第13回 推進会議	令和7年11月20日	・自治基本条例の見直しについて ・パブリックコメントの実施について
第5回 条例周知部会	令和7年12月4日	・シンポジウムの内容について ・周知方法について(参加者を増やすために)
第5回 計画推進部会	令和7年12月9日	・令和6年度 参画と協働施策実施状況報告書について
第6回 条例周知部会	令和7年12月17日	・シンポジウムについて ・周知チラシの作成について
第6回 計画推進部会	令和8年1月15日	・令和6年度 参画と協働施策実施状況報告書について
自治基本条例 シンポジウム	令和8年1月24日	『夢をカタチに ～住民と役場のステキなチームワークを求めて～』 ・第1部 基調講演 「自治基本条例を使いこなすために」 ・第2部 パネルディスカッション 「実践事例を語り合おう」 ・第3部 意見交換会
第14回 推進会議	令和8年2月13日	・広陵町自治基本条例の見直しについて ・パブリックコメントの結果について ・各部会からの報告 計画推進部会 条例周知部会 ・広陵町自治基本条例見直しに係る答申(案)について

## ◆広陵町自治基本条例推進会議 委員名簿

(順不同、敬称略、令和8年2月現在)

氏名	団体名等
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授(会長)
清水 裕子	畿央大学准教授(副会長)
杉本 雅照	広陵町区長・自治会長会 会長
吉野 武利	広陵町区長・自治会長会 副会長
西川 美和子	広陵町商工会
藤田 和郎	広陵町民生委員・児童委員連絡協議会
出井 裕久	広陵町老人クラブ連合会
堀田 未輝	広陵町社会福祉協議会
丸谷 綾子	広陵町PTA連絡協議会
長谷川 和彦	広陵町防災士ネットワーク
森田 隆夫	公募委員
新谷 眞貴子	公募委員
野条 亜美	公募委員
吉田 勝彦	公募委員
椋本 有子	こどもまんなか応援サポーター枠
塚本 義久	広陵町区長・自治会長会 前会長
滝 哲也	広陵町区長・自治会長会 前副会長

～オブザーバー～

(順不同、敬称略、令和8年2月現在)

八尾 春雄	広陵町議会議員
小西 栄枝	広陵町議会議員
岡本 晃隆	広陵町議会議員

